

睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成金交付要綱

平成17年7月14日制定
平成18年4月 1日一部改正
平成19年4月 1日一部改正
平成20年2月26日一部改正
平成21年2月23日一部改正
平成22年4月16日一部改正
平成23年5月20日一部改正
平成24年4月26日一部改正
平成25年4月17日一部改正
平成26年4月18日一部改正
平成27年4月13日一部改正
平成28年4月12日一部改正
平成29年4月12日一部改正
平成30年4月11日一部改正
平成30年7月25日一部改正
2019年4月22日一部改正
令和元年12月18日一部改正
令和2年4月24日一部改正
令和3年4月23日一部改正
令和4年2月18日一部改正
令和4年4月20日一部改正
令和5年4月18日一部改正
令和6年4月24日一部改正
令和7年4月23日一部改正

一般社団法人神奈川県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）が、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して、労働災害事故防止対策を推進するため睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成事業交付に関して、必要な事項を定め、適性かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、神ト協の会員事業者には雇用されている神奈川県内の営業所に所属する運転者を対象とする。

2 会費を滞納している事業者は助成対象としない。

3 新規入会した事業者については、入会日以降に実施したものを助成対象とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は別表の「全ト協が指定した検査・医療機関一覧表」のとおりとする。

(助成交付額・助成上限人数)

第4条 助成額は、1人あたり検査費用の1/2とし、上限は2,500円とする。

但し、1人あたりの助成額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。また、1社あたりの助成限度人数は、会費請求台数(被牽引車を除く)までとし、その上限は200名とする。

また、国からの補助金が交付されたスクリーニング検査に対しては、助成金を交付しない。

(助成対象検査)

第5条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)および第二次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)とする。

(助成対象期間及び受付期間)

第6条 助成対象期間は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までとする。

2 事前申込書の受付期間は、令和7年6月2日から令和7年12月26日必着までとする。なお、上記の期間内であっても予算枠に達した場合はその時点までとする。

3 スクリーニング検査実績報告書(助成金申請書)の提出期限は、令和8年2月27日必着までとする。

(助成金の申請方法)

第7条 助成を受けようとする会員事業者は、検査受診前に「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査事前申込書(様式1)」(以下「申込書」という)を、神ト協に提出する。但し、4月～5月の受診に限り、事後の申請を認める。なお、事後申請の受付は6月30日までとする。

また、郵送による申請も受け付けるものとし、受付日は申請書が神ト協に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

2 申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約する。

(助成金の決定)

第8条 神ト協は、前条申込書の提出があったときは、速やかにその申込を審査し、その申込の内容が適合すると認めたときは助成金の交付決定を行い、「睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成決定通知書」を事業者に通知する。

(検査の受診)

- 第9条 会員事業者、申込者は、検査にあたり、「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状(様式1-2)」に署名し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。
- 2 会員事業者は、申込者が「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状」の写しを求めたときは交付する。
 - 3 「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状」の取扱については、検査・医療機関、会員事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき、目的外利用および紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

(助成金の請求方法)

- 第10条 会員事業者は、「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査実績報告書(様式1-3)」提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費用明細書の写し及び領収書の写しを添付し助成金を請求する。

(助成金の交付)

- 第11条 神ト協は、前条の「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査実績報告書(様式1-3)」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは会員事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の取下)

- 第12条 事業者は、申請を取下げの場合は、速やかに「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成事業申請取下届出書」を神ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

- 第13条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- 2 この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
 - 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他必要な事項)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別に定める。

(附 則) 本要綱は平成21年4月1日より施行する。

(附 則) 本要綱は平成22年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は平成23年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

(附 則) 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

- (附 則) 本要綱は平成26年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成27年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成28年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成29年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成30年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成30年8月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は2019年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和元年12月19日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和2年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和3年4月23日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和4年2月18日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和4年4月20日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和5年4月18日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和6年4月24日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和7年4月23日より適用する。

【別表】

全ト協が指定した検査・医療機関一覧表

	医療機関名
1	N P O 法人睡眠健康研究所
2	N P O 法人ヘルスケアネットワーク
3	一般財団法人 運輸・交通 S A S 対策支援センター
4	R E S M 新横浜/睡眠・呼吸メディカルケアクリニック
5	医療法人社団結樹会 スターフィールドクリニック横浜
6	医療法人社団晃友会 晃友相模原病院
7	医療法人社団晃友会 晃友上九沢クリニック